

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

保険者名	宜野湾市
所属名	介護長寿課
担当者名	国頭陽子

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	総合事業においては、従前相当サービス、通所型サービスAや通所型サービスCを実施し、本人の状態にあったサービスの利用を促している。住民主体の生活支援を中心とした訪問型サービスの立ち上げに取り組む必要がある。	介護予防・生活支援サービスの推進	住民主体の居場所(累計)⇒2カ所	立ち上げに関する補助を継続。住民主体の居場所となる地域拠点(事務所)について、包括、社協等と情報交換等を行った。	△	コロナ禍の影響もあり、地域拠点(事務所)探しに、積極的に取り組めなかった。通いの場と同様、立ち上げまでに時間がかかる取組のため、今後も適切な場所と短時間借用が可能な物件を探し、住民主体の居場所づくりに取り組む。
①自立支援・介護予防・重度化防止	通所型サービスCについては、通年での教室の実施や種類を増やし、介護タクシーの利用も可能として、利用者の利便性を高めている。従前相当サービスの利用者が多い状況のため、偏らないようにしている。	介護予防・生活支援サービスの推進	サービスCの参加者数⇒135人	サービスCの参加者数⇒71人	△	コロナ禍の影響により、企画していた教室が短縮されたり、中止となったりで、目標達成には至らなかった。しかし、開催回数を調整し1回あたりの参加者数を減らす等し、可能な方法で感染予防対策を講じ教室を実施。今後も工夫し教室運営を続ける。
①自立支援・介護予防・重度化防止	効果的で効率的な介護予防として、教室の種類も複数実施している。通所系サービス以外の多様なサービスの創出にも取り組む必要がある。	一般介護予防事業の推進	一般介護予防教室への参加者数⇒350人	一般介護予防教室の参加者数⇒204人	△	コロナ禍の影響により、企画していた教室が短縮されたり、中止となったりで、目標値達成には至らなかった。しかし、1教室を前半と後半に分け参加人数を減らす等し、感染予防対策を講じつつ教室が実施出来た。今後も可能な方法で教室運営を続ける。
①自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防やフレイル対策として一般介護予防教室の充実を図っている。通いの場については、民間企業との連携や新たな社会資源の発掘・活用に取組、活動を支援する必要がある。	一般介護予防事業の推進	①100歳体操の実施サークル(累計)⇒19カ所 ②100歳体操サークルの参加者数⇒230人	①100歳体操サークル数⇒12カ所 ②100歳体操サークルの参加者数⇒182人	○	コロナ禍の影響により、サークル数、参加者数ともに目標達成には至らなかった。公民館外での実施サークルが増えるような支援を検討している。
①自立支援・介護予防・重度化防止	自立支援や介護予防に資するアセスメント力を高めるとともに、ケアマネジメント力の強化に取り組む必要がある。	介護支援専門員に対する支援・指導の充実	介護支援専門員への研修⇒3回	・多職種コンソーシアム実践研修(令和4年1月実施) ・認知症ケアに携わる多職種協働研修(令和4年2月実施)	△	毎年数回の研修実施と自立支援型地域ケア会議におけるOJTにてアセスメント力の向上及びケアマネジメント力の強化に取り組んでいる。また、各包括支援センターでは介護支援専門員から相談を受けられるよう体制を整えている。

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が増加していくことが想定される。包括的かつ継続的に在宅での医療と介護が提供出来るシステムを構築し、高齢者を地域で支えていく必要がある。	在宅医療と介護の連携促進	・多職種研修⇒2回 ・住民への普及啓発⇒2回	・多職種連携研修⇒1回 ・住民への普及啓発⇒0回	△	中部地区医師会に委託。多職種研修と住民への普及啓発について目標値を設定している。3か月毎に在宅医療・介護連携推進会議を開催し、本市の課題を抽出している。特に入退院支援、療養支援、救急時支援、看取りの4つのカテゴリーについて検討を深め解決に向けて取り組んでいる。
①自立支援・介護予防・重度化防止	4つの中学校圏域で自立支援型地域ケア会議を開催。身近な地域での開催で地域資源の発見やネットワークの構築、地域課題の発見・解決が果たせるよう運営。	地域ケア会議の充実	・自立支援型地域ケア会議での検討件数⇒40件 ・地域課題型地域ケア会議の開催回数⇒1回 ・自立支援型地域ケア会議において事例提供した事業者数⇒15か所 ・自立支援型地域ケア会議を各地域包括支援センター毎で開催し、ケアマネのOJTとして会議のオンライン配信を実施。	・自立支援型地域ケア会議での検討件数⇒40件 ・地域課題型地域ケア会議の開催回数⇒1回 ・自立支援型地域ケア会議において事例提供した事業者数⇒12カ所	◎	目標値は達成出来た。自立支援型地域ケア会議を、地域課題の発見、社会資源の開発に繋げるよう工夫しているが、地域資源活用や生活支援コーディネーターとの連携が出来ていない。今後、連携が出来るよう取り組む必要がある。
①自立支援・介護予防・重度化防止	認知症サポーター養成講座を地域住民、企業、職能団体、市職員等を対象に実施。講座受講後に、地域で暮らす認知症の人や家族の困り事の支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」の仕組みづくりの検討が必要。	認知症サポーター養成講座や認知症キャラバン・メイトの育成	認知症サポーター養成講座受講者数⇒500人	認知症サポーター養成講座⇒開催数19回 受講者数⇒187人 累計⇒5484人 集合型だけではなく、オンライン講座、集合とオンライン講座を組み合わせたハイブリッド型講座も実施。	△	コロナ禍のため、オンラインでの講座実施に取り組んだ他、講座開催回数や1講座あたりの受講者を制限する等の感染防止対策も講じた。目標値は達成しなかったが、今後も可能な範囲で講座開催に取り組む。
①自立支援・介護予防・重度化防止	認知症地域支援推進員を中心に毎月4か所の地域包括支援センターで認知症カフェの企画・運営が行われている。介護サービス事業所や住民による自主的な認知症カフェについても幅広い取組が必要。	認知症カフェ等の設置、活動の推進	・認知症カフェ開催箇所数(累計)⇒5カ所 ・認知症カフェの参加者数⇒480人	・認知症カフェ開催箇所数(累計)⇒4カ所 ・認知症カフェの参加者数⇒174人	△	地域包括支援センター4カ所で認知症カフェを開催しているが、4月から8月までコロナ禍の影響で実施はなし。認知症カフェの参加者数も目標値を下回った。くつろぐ場、認知症を学ぶ場、認知症やその家族、支援者が繋がる場として、認知症カフェの設置数、参加者数を増やしていきたい。
①自立支援・介護予防・重度化防止	令和2年度より、街中にある自動販売機とITを活用した検索システムの事業を開始。地域住民が集まる場で事業の案内とおかえりサポーターや認定団体を増やす取組が必要。	認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク事業の充実	見守りおかえりサポーターの認定団体数(累計)⇒41団体	見守りおかえりサポーターの認定団体数⇒39団体 ITを活用した検索ネットワーク事業の進展	◎	見守りおかえりサポーターの認定団体数の目標は下回ったものの、ITを活用した事業は実用化に向け、進展中。
②給付適正化	地域密着型サービスの充実を図ることにより、住み慣れた地域での在宅生活を継続することができる。	施設整備の促進	地域密着型サービスの事業所数 認知症対応型共同生活介護:8 認知症対応型通所介護:3 小規模多機能型居宅介護:4 共用型認知症対応型通所介護:2 地域密着型通所介護:8	第8期計画に基づき、下記の地域密着型サービスを公募 ・看護総規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	○	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は選定中。看護小規模多機能型居宅介護については、応募者がなく、第9期への検討が必要。

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
②給付適正化	H30年度より居宅介護支援事業所の指定・指導権限が移譲されたことなどを踏まえ、事業所の指定・指導監督業務の資質向上が求められる。	実地指導の実施	実績 H29:12事業所(地域密着型) H30:7事業所(地域密着型) R1:実績なし R2:2事業所	居宅介護支援事業所 R3:1事業所 ※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言にて実施時期の見直し	△	指定更新で重複する確認事項があるため、効率化を図りながら実施する必要がある。
②給付適正化	要介護認定の適正化 介護認定調査員及び介護認定審査会の平準化に努める必要がある。	・事務局・認定調査員との調整会議を隔月ごとに実施し、認定調査に関する内容等の意見交換、認定審査会からの意見等の伝達を行う。 ・認定調査員の日直当番制を導入し、調査員間の調査票の内容確認を行い、調査員間の共通認識を図る。	・事務局・認定調査員定例会 奇数月 第4木曜日 ・認定調査員の日直制の導入	・事務局、認定調査員定例会 隔月第4(木)の年間6回実施 ・認定調査員の日直制の導入 ・介護認定調査業務委託(調査業務を円滑に実施するため県内事業所と委託契約を結ぶ)	○	申請から認定までの期間の長期化が課題となっている。今後も、要介護認定の申請件数の増加が見込まれる中、要介護認定を遅滞なく適正に実施する必要がある。
②給付適正化	ケアプラン点検 居宅介護支援事業者に資料提出を求め、適正なサービスの確保に努める必要がある。	ケアプランの点検によって介護支援専門員の資質向上を支援するとともに自立支援に資する適切なケアプランやサービスの提供となるよう努める。	・介護給付適正化システム、トリトンモニターを活用して、不適切な給付実績を抽出し、ケアプラン点検に繋げる。 ・生活援助理由書、例外給付による福祉用具貸与理由書、暫定ケアプランの提出の際、是正及び支援することを目的にケアプラン点検を実施し、個々の必要とするサービスを確保するとともに、ケアマネジャーのスキルアップ、質の向上を図る。	・生活援助理由書:66件 ・例外給付福祉用具貸与理由書:49件 暫定プラン:176件 文書点検:6事業所22件	◎	介護給付適正化システム、トリトンモニターシステムを有効活用し、ケアプラン点検の実施件数の増を図る。
②給付適正化	住宅改修等の点検 改修工事の内容確認、見積書の点検、実態調査等を行う。また、改修価格の適正化のため、割高な改修工事については聴取等を行う必要がある。	・住宅改修の事前協議の際、提出資料にて対象者の状態像と改修内容に疑義があれば、追加資料の要求や改修前後の実態調査を適宜行う。	提出資料の精査、適宜追加資料の要求、適宜実態調査、内容聴取	住宅改修事前協議:121件	○	住宅改修の利用に際して、リハビリテーション専門職等を積極的に関与、活用していく必要がある。
②給付適正化	縦覧点検・医療情報との突合 介護給付適正化システム、トリトンモニターを活用して、介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数をチェックする必要がある。	算定期間回数制限、重複請求、居宅介護支援請求のサービス実施状況、入退所を繰り返す受給者、軽度の要介護に係る福祉用具貸与品目一覧について重点的に点検を実施する。	毎月、国保連から情報提供される帳票を取り込み、介護給付適正化システム、トリトンモニターを積極的に活用する。	・縦覧点検での過誤調整件数:26件 ・トリトンモニター活用しての過誤調整件数:1件	◎	不適切な算定、請求については、事業所へ確認及び算定要件の説明を行っている。 不適切な請求が多い事業所に対しての実地指導等を今後検討していく必要がある。

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
②給付適正化	<p>介護給付費通知</p> <p>受給者本人及びご家族に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を目指す。</p>	<p>介護認定更新・変更時期の認定結果通知に同封して通知する。これに併せてケアマネは、必要に応じて利用者ご家族に対し、サービスの利用状況や利用者本人の状態の維持・改善状況、予後等について説明するものとし、適正な請求に向けた抑制効果や不適切な利用状況の把握といった本来目的の達成のみならず、より効果的な運用を目指す。</p>	<p>介護認定更新・変更時期の認定結果通知に同封して通知</p>	<p>介護認定更新・変更時期の認定結果通知に同封して通知 令和3年度:約1700通</p>	◎	<p>サービスを見直す節目となる介護認定の更新・変更の時期など受給者、ご家族の理解を求めやすい送付時期への変更を行っている。</p>